

文京区補助金等チェックシート

所属

区民部区民課

1 補助金の名称等

28年度調査

補助金の名称	文京区一般コミュニティ助成事業補助金									
根拠規定等	文京区一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱 コミュニティ助成事業実施要綱(一般財団法人自治総合センター制定)									
創設年月	平成	28	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月		
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕				
見直しの内容										
予算科目	款		項		目		大事業		中事業	実施計画事業番号
	3 区民費		1 区民行政費		1 区民行政総務費		9 町会・自治会事業補助		1 町会・自治会事業補助	
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給									

2 補助金の概要

補助目的	一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業制度を活用し、区がコミュニティ活動に直接必要な設備等に対して補助を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。									
補助事業等の内容	コミュニティ助成事業実施要綱に規定する一般コミュニティ助成事業(住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品を除く。)の整備に関する事業)を補助事業とする。									
補助対象経費の内容	助成の対象となる経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、町会・自治会が負担金等を徴収する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。									
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input checked="" type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他									
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 文京区町会連合会に加入している町会・自治会									
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input checked="" type="checkbox"/> 定額 (補助額 100万円から250万円まで)									
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他									
	〔その他の場合は具体的に記入〕 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 一般コミュニティ助成事業の補助金額は、コミュニティ助成事業実施要綱において、1件につき10万円単位(10万円未満を切捨て)とし、100万円から250万円までと規定されている。									
公募の状況	文京区町会連合会に加入している全ての町会・自治会に補助金交付申請の案内を送付している。									
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (管理運営規程、備品台帳、実施写真等)									
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区	国	都	補助対象者			
			上乗せの内容・理由							

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	地域コミュニティの希薄化等により、会費等の徴収に苦勞している町会・自治会にとっては、比較的大規模な設備整備の補助制度は従前から求められている。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	「町会・自治会活動の支援強化」が基本構想実施計画事業として位置付けられている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	コミュニティ助成事業制度の仕組み上、区が予算化しなければ、自治総合センターから助成金を受領できないため、区が補助すべき事業となる。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	コミュニティ活動を行うに当たり、町会・自治会等の財政的な負担が大きくなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	文京区町会連合会に加入している町会・自治会であれば、補助金の申請は可能である。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	C	非該当(交付先は、自治総合センターの審査により決定されているため)
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	補助金の原資となるコミュニティ助成事業の助成金交付制度を自治総合センターが制定しているため、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	整備した設備等にコミュニティ助成事業による旨の表記、区報での紹介記事が制度上義務化されているため、宝くじの社会貢献広報に資するものである。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	比較的大規模な設備整備となるため、町会・自治会主催のイベントが実施しやすくなる等、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることが可能である。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	補助金を活用して町会・自治会がコミュニティ活動に直接必要な設備等を整備することにより、地域住民にその効果が還元される。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	地方自治法、文京区補助金等交付規則等に則った補助制度としている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	コミュニティ助成事業制度が地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることを目的としているため、町会・自治会の活動内容と合致する。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	コミュニティ助成事業の実施に当たっては、設備等の整備費用に係る領収書はもとより、管理運営規程、備品台帳等の提出も求めており、適正性は担保されている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(予算)
交付(見込み)件数	-	-	-	4
決算(予算)額	-	-	-	9,600
国庫支出金				0
都支出金				0
その他				9,600
一般財源				0
28年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	平成28年度から補助開始予定			

5 課題及び今後の方向性

本補助金は、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成事業制度を活用し、区が町会・自治会に対し、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品を除く。)の整備に関する事業を補助するものである。

平成28年度から本制度を活用することにより、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指していく。